

各事業者 様

和 歌 山 県 福 祉 保 健 部
福祉保健政策局介護サービス指導課

「和歌山県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」のご案内

和歌山県では、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも、介護施設等が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、国の総合経済対策を活用し、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として、介護施設等における食材料費等に対して補助金を交付します。

対象の介護施設等におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる施設等

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設
短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体が開設者
等である場合も補助金の対象となります。

※短期入所生活介護（空床型）については、本体施設の定員数に含まれるため、給付対象
外です。

2. 補助対象経費

食材料費等（食料品の購入に必要な費用及び食事の提供に係る委託料）

※消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

3. 補助金額

18,000 円 / 定員

※原則、令和7年12月16日時点の定員数とします。

ただし、令和7年12月17日以降に運営を開始した施設については、指定を受けた時
点の定員数とします。

4. 補助対象期間

令和7年12月16日～令和8年3月31日

5. 申請方法

(1) 交付申請書の提出

①提出期限：令和8年6月30日（火）当日消印有効

②提出書類

- ・(別記様式第1号) 和歌山県介護施設等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書
- ・(様式1) 介護施設等に対するサービス継続支援事業 施設別申請額一覧
- ・(様式2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書(事業所単位)
- ・(様式3) 口座振込依頼書
- ・(別記様式第2号) 誓約書

※交付要綱、申請要領、提出書類の様式は、4月30日以降に以下のホームページに掲載します。

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/hozyokin/hozyokin.html>

③提出先

以下へ**郵送**で提出してください。(追跡サービスがあるレターパック、書留等)

送付先

〒640-8154

和歌山市六番丁19株式会社フジ田産業六番丁ビル1階

和歌山県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金事務局

電話番号：0120-967-108(受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

F A X : 073-499-5194

メールアドレス：wakayama_shienkin1@nta.co.jp

(2) 実績報告

後日、実績報告書を提出していただく必要があります。

提出時期や、提出先等については、別途周知致します。

※実績報告書には拳証書類として「4. 補助対象期間」中に発生した食料品購入に係る証拠書類(領収書や、食事提供の委託契約に係る書類等のコピー)を提出していただく必要があります。

また、証拠書類は年度の終了後5年間保管する必要があります。

6. 社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金について

本補助金とは別に、物価の高騰により大きな影響を受けている、県内介護サービス事業所の負担の軽減を図るため、国の重点支援地方交付金を活用し、支援金を給付しています。

本補助金の対象の介護施設等におかれては、支援金も対象となりますので、以下のホームページをご確認の上、申請していただくようお願い致します。

※地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体が開設者等である場合は、社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金の対象外となります。

※交付要綱、申請要領、提出書類の様式は、以下のホームページに掲載されています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040100/d00219707.html>